

令和8年度  
脳健診受診促進  
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、運転者に脳健診を受診させた場合、その費用を助成することとし、もって会員の輸送の安全の確保とともに健康管理促進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和8年4月1日から令和9年2月26日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象健診)

第4条 助成の対象となる健診は、令和8年4月1日から令和9年2月26日の間に受診し受診料を支払った脳MRI健診又は脳ドックとする。ただし、保険診療のMR検査は助成対象としない。

2 前項に定める健診を会員事業者の奈良県内営業所に所属する運転者に受診させた場合に対象とし、事業期間内に1人1回までとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、受診費用に対し、1人あたり20,000円とする。ただし、受診費用が助成金額未満の場合、その金額を交付する。

2 1社あたりの助成人数は上限を10人までとする。ただし、運転者が個人で負担した費用については、助成金を交付しない。

3 国又は他団体から補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「脳健診受診促進助成金交付申請書兼誓約書」を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和8年4月1日より適用する。